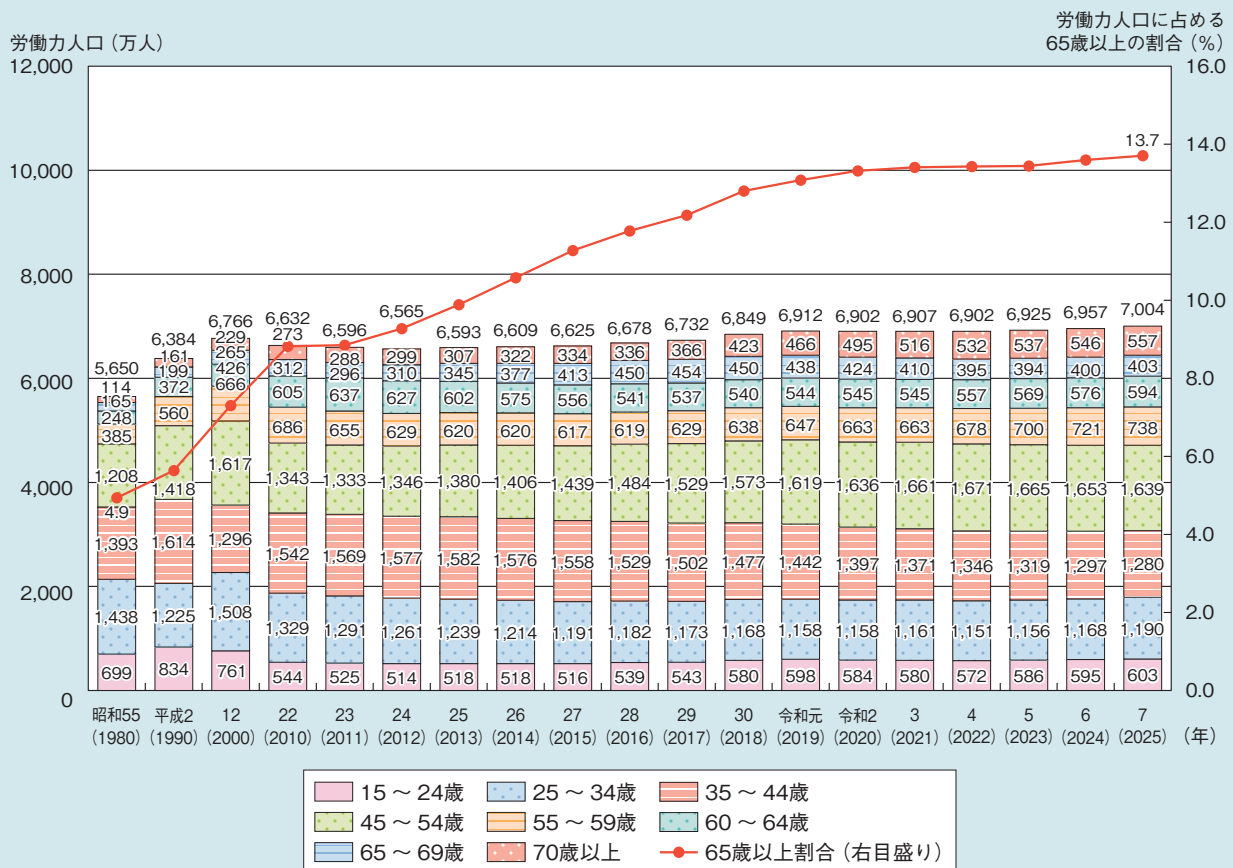


第2節 高齢期の暮らしの動向

1 就業・所得

図1-2-1-1 労働力人口の推移

○令和7年の労働力人口は、7,004万人であり、このうち65～69歳の者は403万人、70歳以上の者は557万人であった。労働力人口に占める65歳以上の者の割合は13.7%であり、長期的には上昇傾向にある。



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

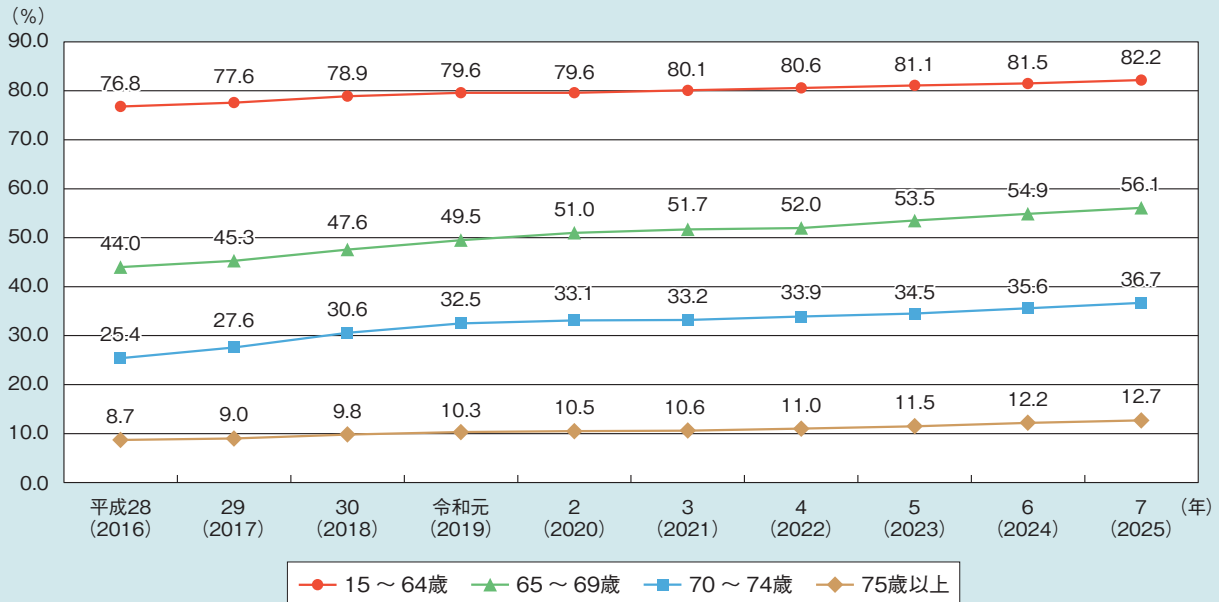
(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

(注3) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

(注4) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図1-2-1-2 労働力人口比率の推移

○令和7年の労働力人口比率を見ると、65～69歳では56.1%、70～74歳では36.7%、75歳以上は12.7%となっており、いずれも上昇傾向である。



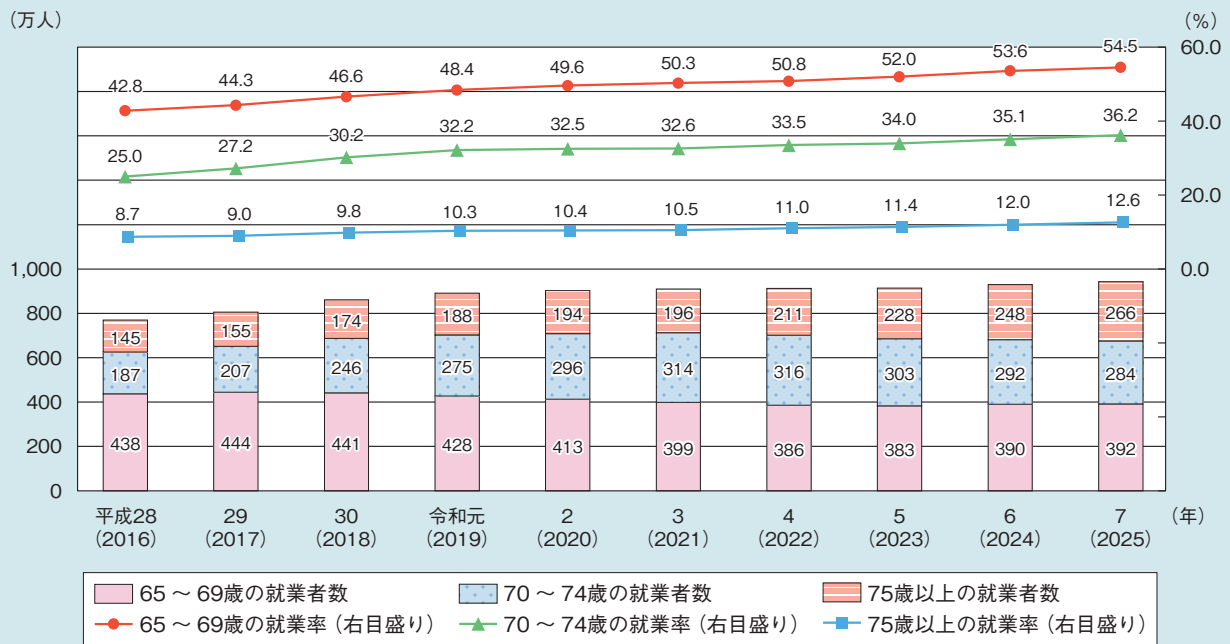
資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。
「労働力人口比率」とは、15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合。

図1-2-1-3 65歳以上の就業者数及び就業率の推移

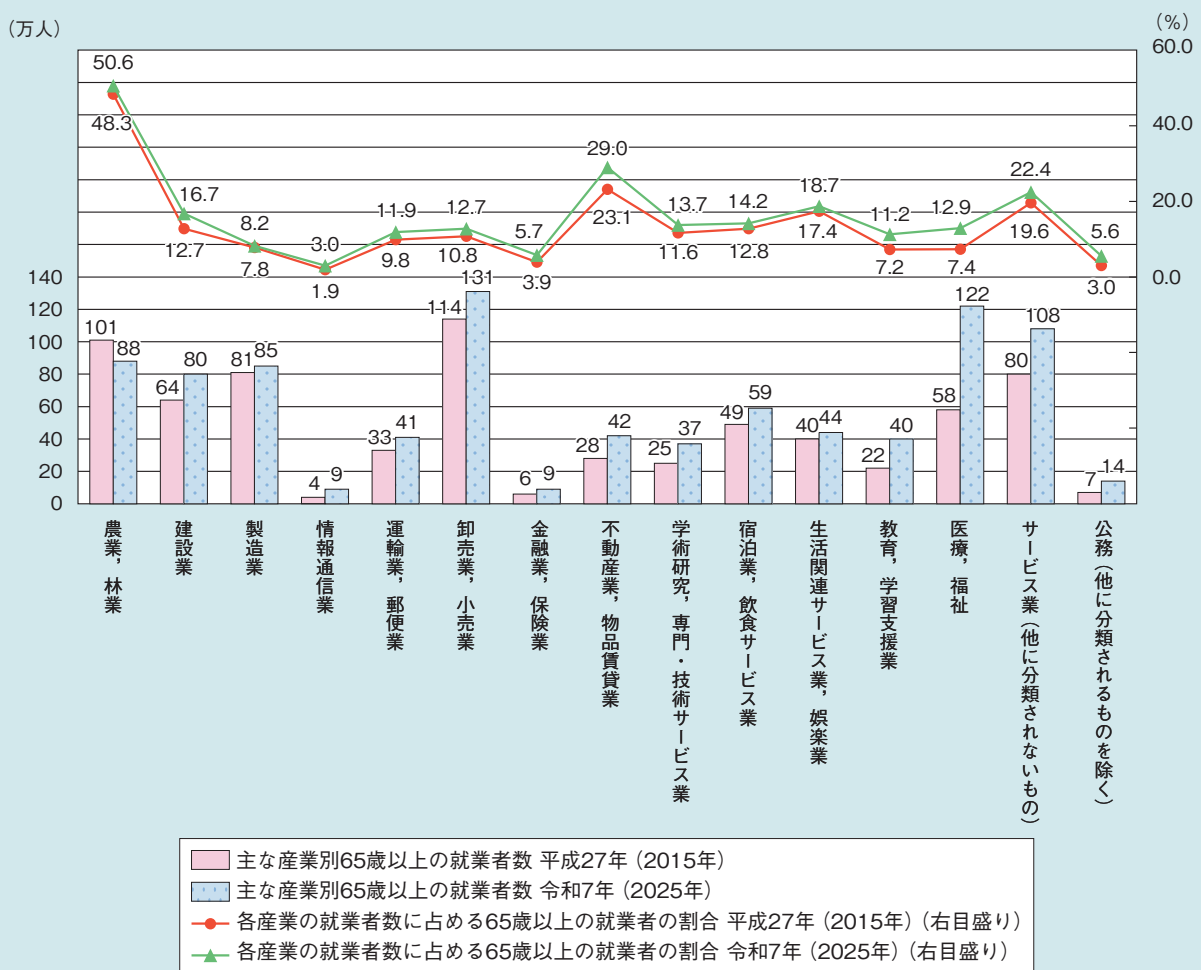
- 65歳以上の就業者数及び就業率は上昇しており、特に65歳以上の就業者数を見ると22年連続で前年を上回っている。
- 65歳以上の就業率は各世代とも上昇傾向にあり、令和7年の就業率は、65～69歳で54.5%、70～74歳で36.2%、75歳以上で12.6%となっている。



資料：総務省「労働力調査」
 (注) 年平均の値

図1-2-1-4 主な産業別65歳以上の就業者及び割合

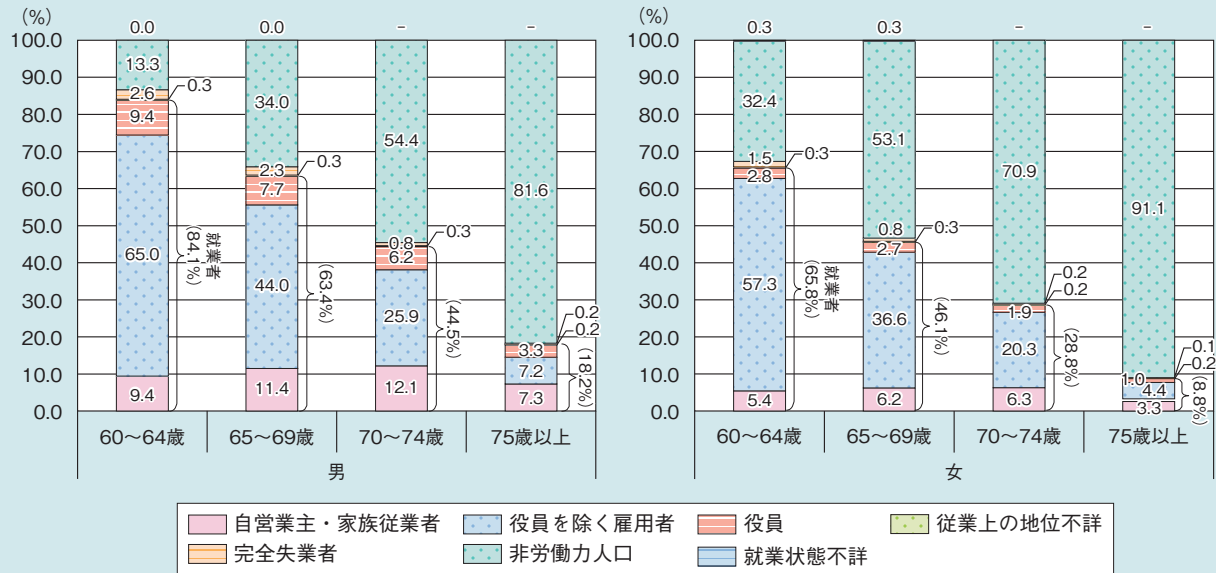
- 令和7年における65歳以上の就業者を主な産業別に見ると、「卸売業，小売業」が131万人と最も多く、次いで「医療，福祉」が122万人、「サービス業（他に分類されないもの）」が108万人となっている。
- 令和7年における産業別の65歳以上の就業者を10年前と比較すると、「医療，福祉」が64万人増加し、10年前の約2.1倍となっている。次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が28万人、「教育，学習支援業」が18万人と、それぞれ増加している。
- 令和7年における各産業の就業者に占める65歳以上の就業者の割合を見ると、「農業，林業」が50.6%と最も高く、次いで「不動産業，物品賃貸業」が29.0%、「サービス業（他に分類されないもの）」が22.4%となっている。



資料：総務省「労働力調査」

図1-2-1-5 60歳以上の者の就業状況

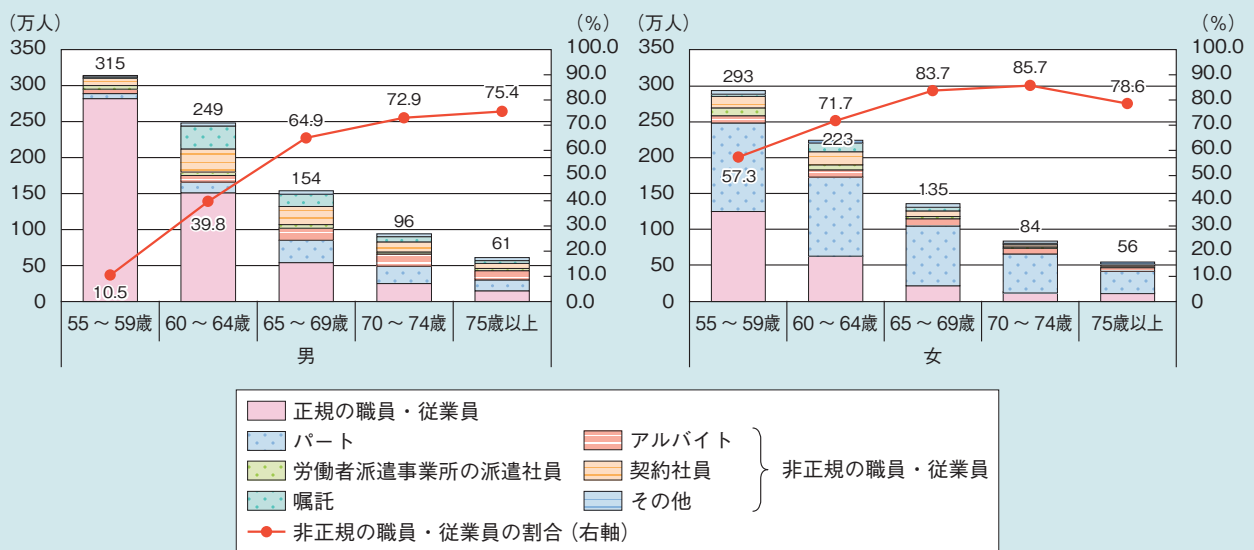
○男女別に就業状況を見ると、男性の就業者の割合は、60～64歳で84.1%、65～69歳で63.4%、70～74歳では44.5%となっている。また、女性の就業者の割合は、60～64歳で65.8%、65～69歳で46.1%、70～74歳では28.8%となっている。



資料：総務省「労働力調査」(令和7年)
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図1-2-1-6 雇用形態別雇用者及び非正規雇用者率（役員を除く。）

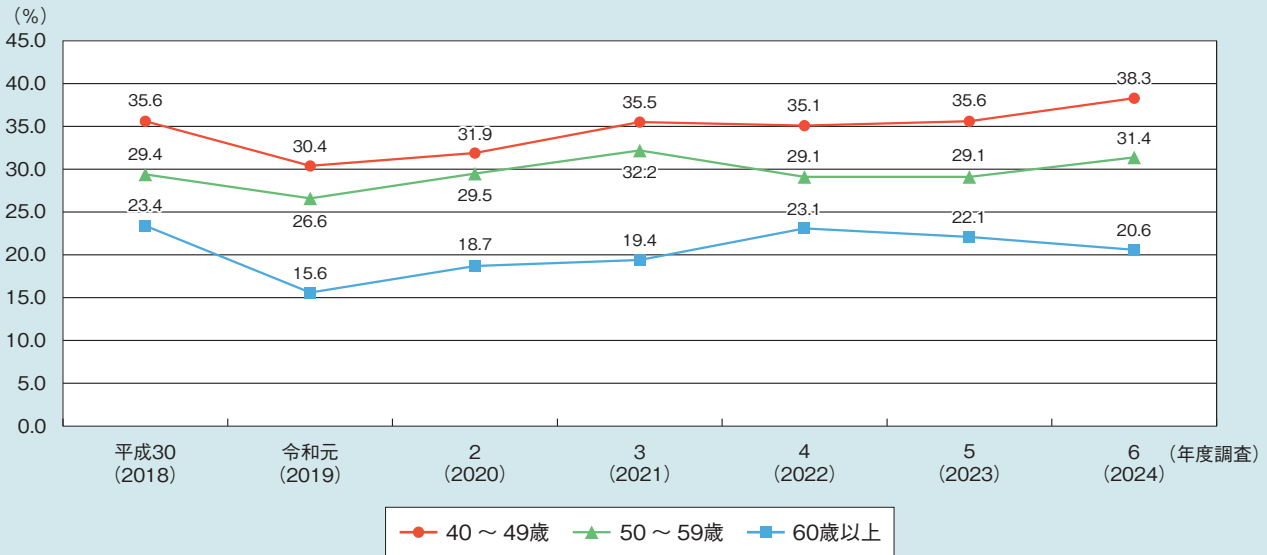
○役員を除く雇用者のうち非正規の職員・従業員の比率を男女別に見ると、男性は、55～59歳で10.5%であるが、60～64歳で39.8%、65～69歳で64.9%と、60歳を境に大幅に上昇している。また、女性は、55～59歳で57.3%、60～64歳で71.7%、65～69歳で83.7%となっており、60歳以前から非正規の職員・従業員の比率が高くなっている。



資料：総務省「労働力調査」(令和7年)
 (注1) 年平均の値
 (注2) 役員を除く。

図1-2-1-7 職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための自己啓発の実施率

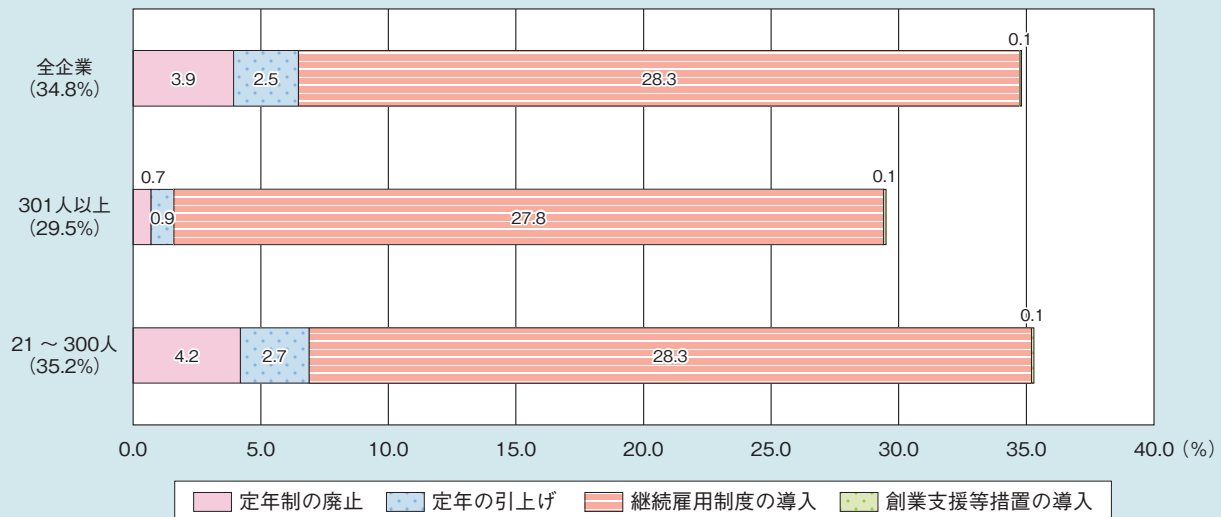
○職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための自己啓発の実施率について見ると、60歳以上の者は令和元年度以降上昇していたが、令和4年度以降低下が続いている。



資料：厚生労働省「能力開発基本調査」
 (注1) 各調査年度の前年度一年間に行った自己啓発について調査したもの。
 (注2) 日本標準産業分類による15大産業に属する、30人以上の常用労働者を雇用する事業所に属している労働者

図1-2-1-8 70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業の内訳

○70歳までの高齢者就業確保措置³を実施済みの企業の割合は34.8%（8万2,748社）となっており、従業員が301人以上の企業では29.5%と低くなっている。



資料：厚生労働省「令和7年『高齢者雇用状況等報告』の集計結果」
 (注1) 「創業支援等措置の導入」とは、高齢者雇用安定法第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主が自ら実施する事業又は事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う事業）に従事できる制度の導入を指す。
 (注2) 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本図の「21～300人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

3 令和3年4月1日からは70歳までを対象として、従来の雇用による措置や、「継続的に業務委託を締結する制度」、「継続的に社会貢献事業に従事できる制度」という雇用によらない措置を講ずるように努めることを義務付けている（高齢者就業確保措置）。

表1-2-1-9 高齢者世帯の所得

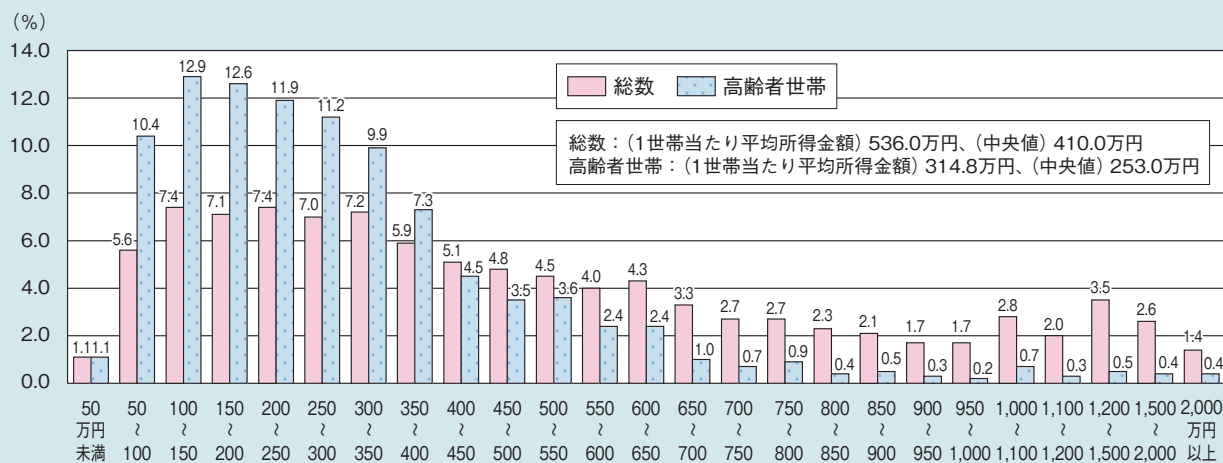
- 高齢者世帯の平均所得金額（令和5年の1年間の所得）は314.8万円で、その他の世帯（671.0万円）の約5割となっている。
- 等価可処分所得⁴を平均金額で見ると、高齢者世帯は226.0万円となっており、その他の世帯（336.1万円）の約7割となっている。

区分	平均所得金額（平均世帯人員）	平均等価可処分所得金額
高齢者世帯	314.8万円 (1.52人)	226.0万円
その他の世帯	671.0万円 (2.60人)	336.1万円
全世帯	536.0万円 (2.20人)	304.1万円

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和6年）（同調査における令和5（2023）年1年間の所得）
 （注1）高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
 （注2）その他の世帯とは、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた世帯をいう。

図1-2-1-10 高齢者世帯の所得階層別分布

- 高齢者世帯の所得階層別分布を見ると、100～150万円が最も多くなっている。



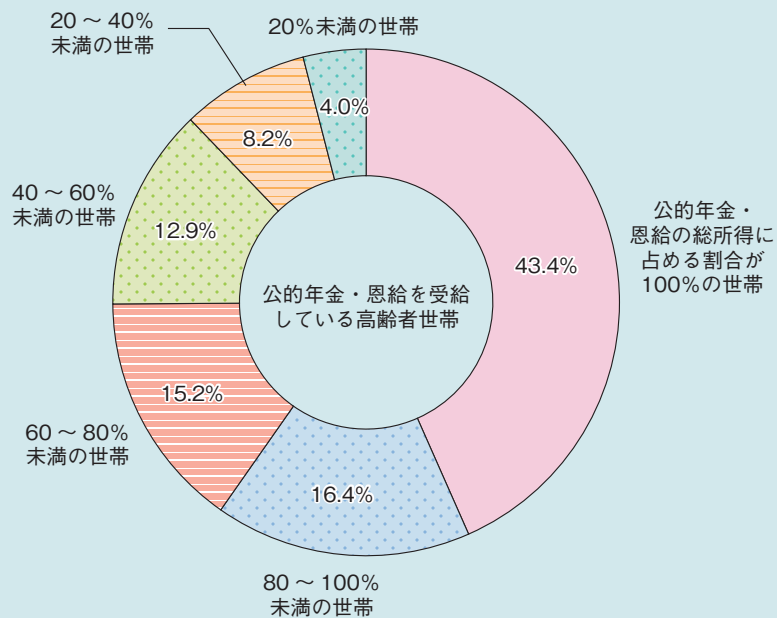
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和6年）
 （注1）高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
 （注2）中央値とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて二等分する境界値をいう。

4 世帯人員数の違いを調整するため、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割った所得。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が、生活コストが割高になることを考慮したもの。なお、世帯の可処分所得とは、世帯収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である。

図1-2-1-11

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合

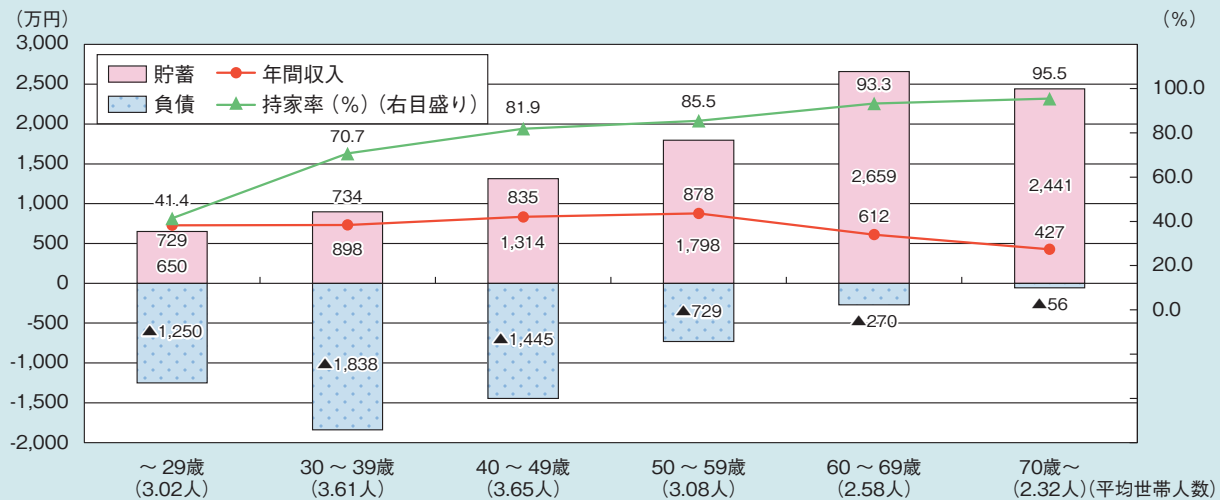
○公的年金・恩給を受給している高齢者世帯について、公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合を見ると、公的年金・恩給が家計収入の全てとなっている世帯が43.4%となっている。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和6年)
(同調査における令和5年1年間の所得)

図1-2-1-12 世帯主の年齢階級別1世帯当たりの貯蓄・負債現在高、年間収入、持家率

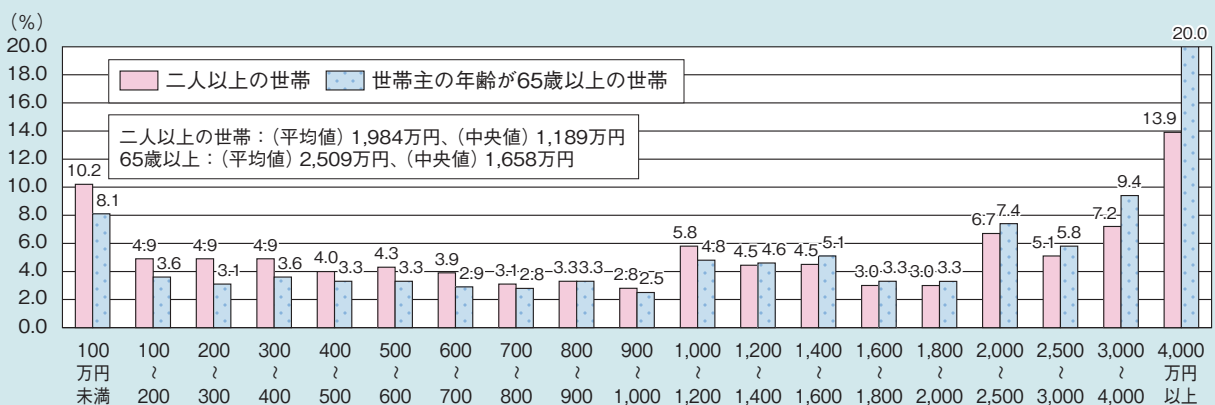
- 資産の状況を二人以上の世帯について見ると、世帯主の年齢階級別の家計の貯蓄・負債の全般的状況は、世帯主の年齢階級が高くなるにつれて、1世帯当たりの純貯蓄（貯蓄から負債を差し引いた額）はおおむね増加し、世帯主が60～69歳の世帯及び70歳以上の世帯では、他の年齢階級に比べて大きな純貯蓄を有している。
- 年齢階級が高くなるほど、貯蓄額が増加傾向に、また、持家率が増加する一方、世帯主が30～39歳の世帯をピークに負債額は減少していく。



資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和6年）

図1-2-1-13 貯蓄現在高階級別世帯分布

- 二人以上の世帯の貯蓄現在高について、世帯主の年齢が65歳以上の世帯の中央値は1,658万円であり、全世帯の中央値（1,189万円）と比べ、約1.4倍となっている。
- 二人以上の世帯の貯蓄現在高階級別の世帯分布を見ると、世帯主の年齢が65歳以上の世帯では、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が20.0%であり、全世帯（13.9%）と比べて高い水準となっている。



資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和6年）

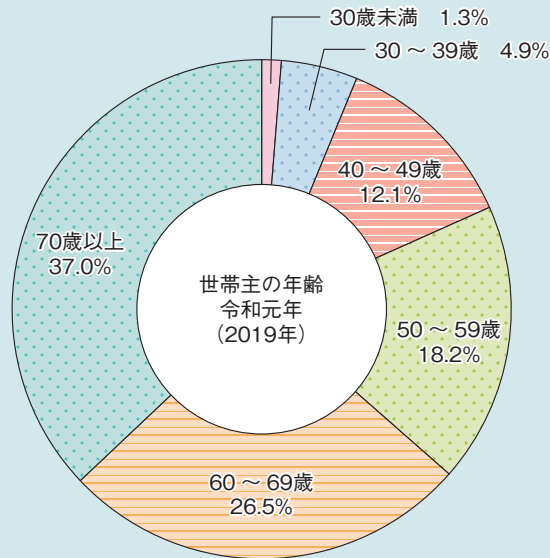
（注1）単身世帯は対象外。

（注2）ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託などの有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計。

（注3）中央値とは、貯蓄現在高が「0」の世帯を除いた世帯を貯蓄現在高の低い方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の貯蓄現在高をいう。

図1-2-1-14 世代別金融資産分布状況

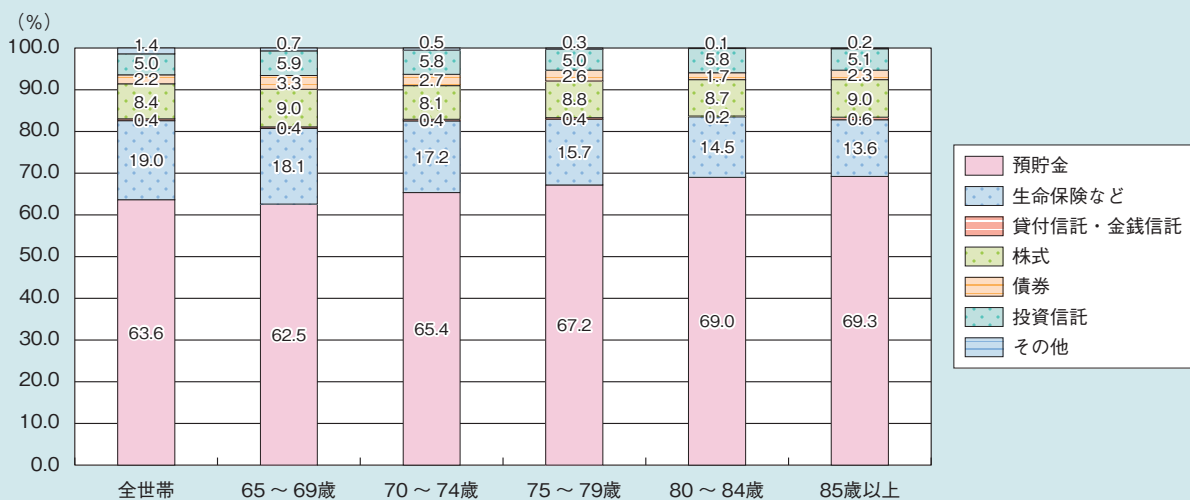
○金融資産の分布状況を世帯主の世代別に見ると、世帯主の年齢が60歳以上の世帯が占める割合が令和元年には63.5%となっている。



資料：総務省「2019年全国家計構造調査」
 (注1) このグラフでいう金融資産とは、貯蓄現在高のことを指す。
 (注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図1-2-1-15 金融資産の保有割合

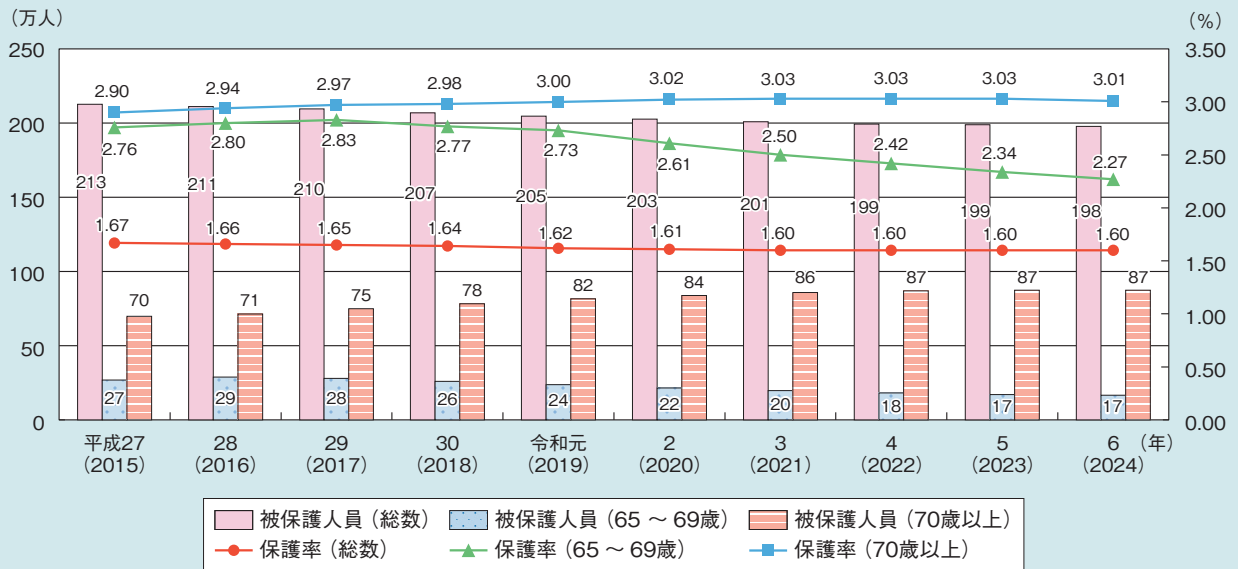
○世帯主が65歳以上の金融資産の保有割合を世代別に見ると、いずれの世代も「預貯金」が最も多く、次いで、「生命保険など」、「株式」などとなっている。



資料：総務省「2019年全国家計構造調査」
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても端数が合わない場合がある。

図1-2-1-16 被保護人員の推移

○生活保護受給者の人数の推移を見ると、令和6年における65歳以上の生活保護受給者は、前年と比べて横ばいになっている。また、年代別人口に占める生活保護受給者の割合を見ると、65～69歳では2.27%、70歳以上では3.01%であり、共に前年と比べて減少している。



資料：厚生労働省「被保護者調査 年次調査」